

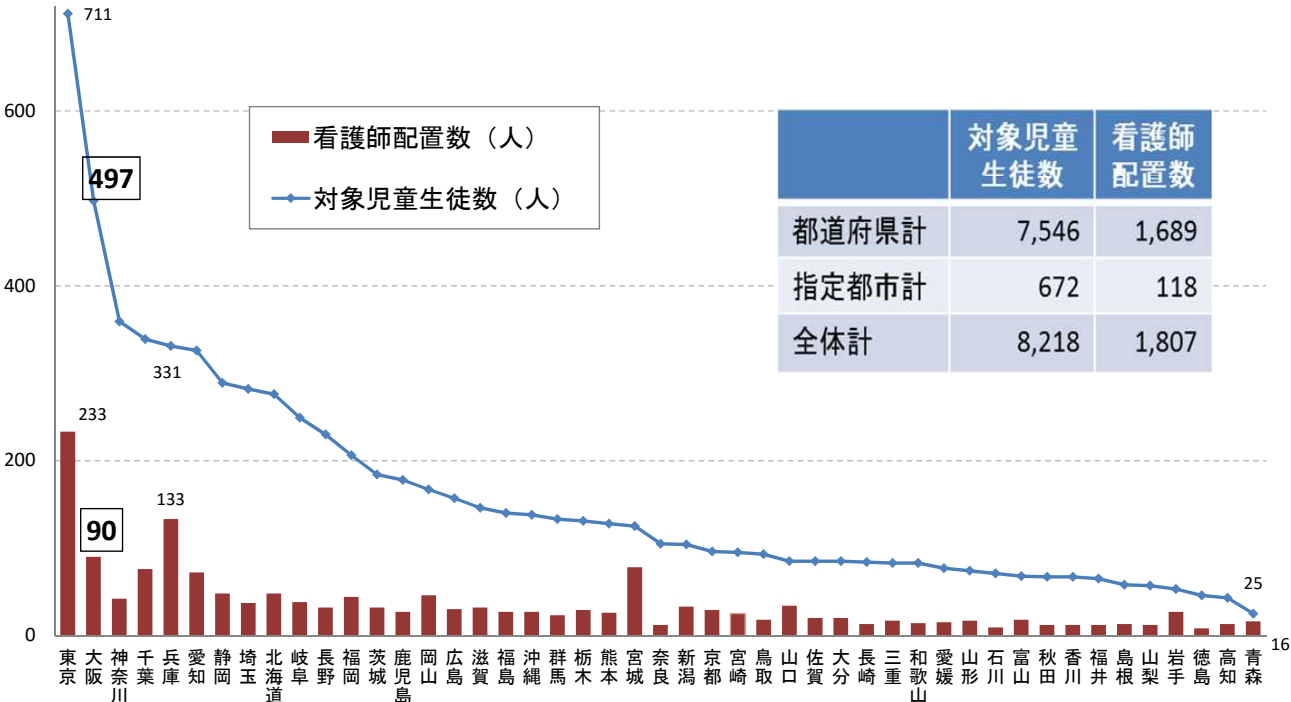
大阪府における学校施設以外の場での 医療的ケアの実施体制について

一校外学習・宿泊学習などを中心に一

平成30年11月19日 @文部科学省会議室
第7回学校における医療的ケアの実施に関する検討会議
大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

大阪府立支援学校における医療的ケアの状況①

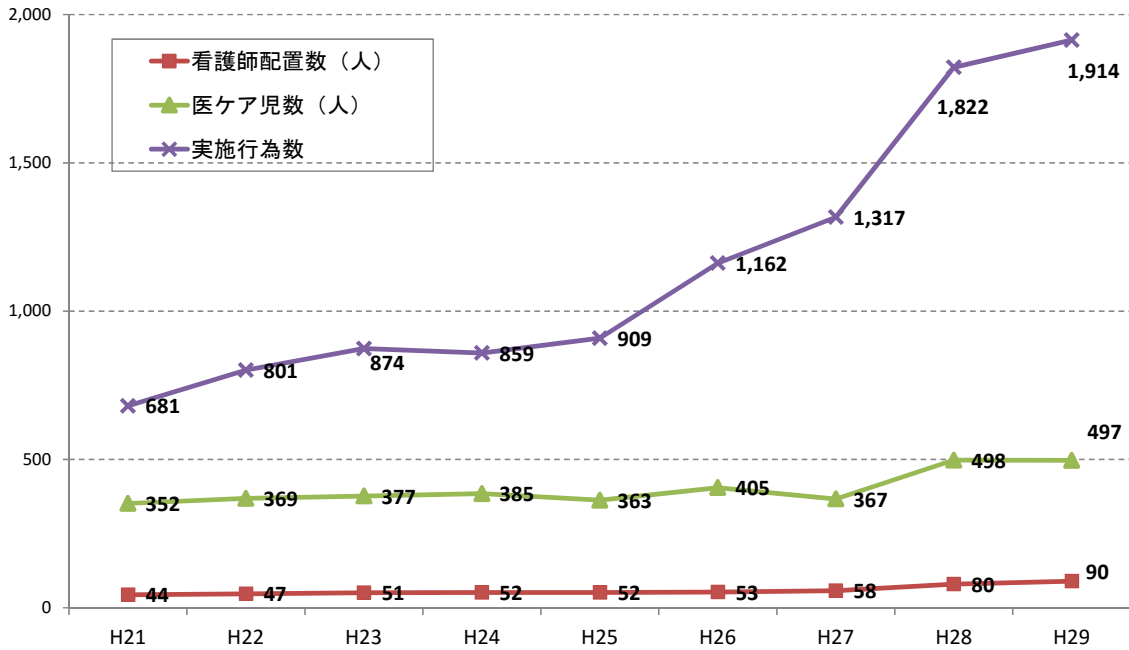
公立特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数及び
配置されている看護師数 (都道府県別)



文部科学省「平成29年度特別支援学校における医療的ケアに関する調査の結果」

大阪府立支援学校における医療的ケアの状況②

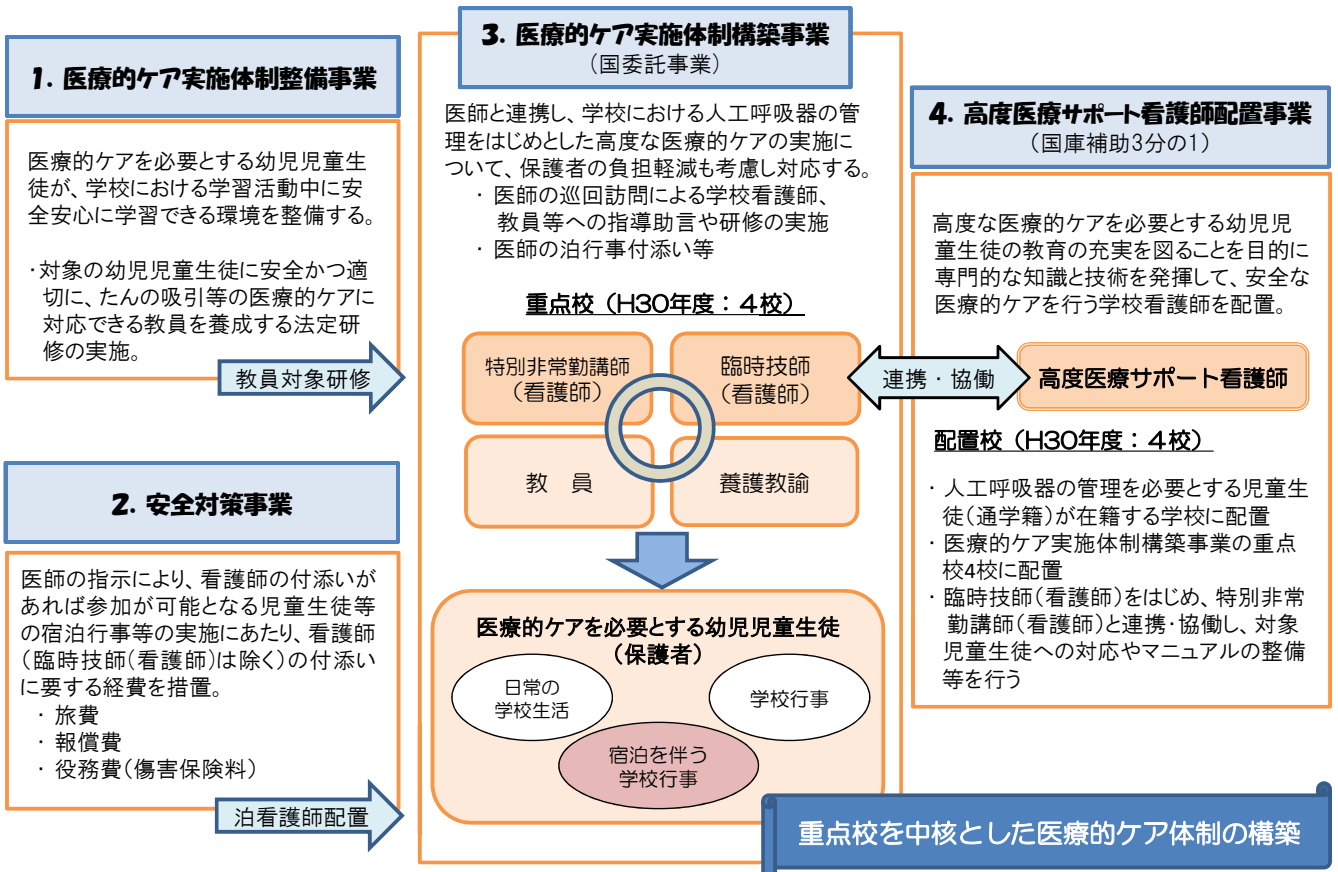
府内支援学校における医療的ケア児数、医療的ケア実施行為数及び学校看護師配置数



※H27年度以前は、府に移管した旧大阪市立特別支援学校を除く
 ※実施行為数：児童生徒一人あたりに必要な医療的ケアの項目・種類
 ※平成29年5月1日現在

文部科学省「平成29年度特別支援学校における医療的ケアに関する調査の結果」

大阪府立支援学校における医療的ケア実施体制



「安全対策事業」を活用した校外学習・宿泊学習等の実施

1.事業の趣旨

※臨時技師(看護師)：常勤の看護師

- ・医師の指示により、看護師の付添いがあれば参加が可能となる児童生徒等の宿泊行事等の実施にあたり、看護師（臨時技師(看護師)は除く）の付添いに要する経費を措置する。

⇒①旅費 ②報償費 ③役務費【傷害保険料】

2.開始年度 平成8年度～

3.対象行事

- (1) 修学旅行 (2) 宿泊学習 (3) 部活動の遠征等、宿泊を伴う学校行事
- (4) その他、学校と協議のうえ、支援教育課が特に必要と認めた行事

4.業務内容

- ・付添い看護師は、主治医の指示に従い、当該児童生徒の行事期間中の医療的ケアや健康管理等を行う。

5.活用状況(平成30年度) ⇒ 81行事、外部看護師114人 ※1校で複数の行事での活用あり

- (1) 修学旅行：36行事、外部看護師49人 (2) 宿泊学習：39行事、外部看護師53人
- (3) その他、宿泊を伴わない校外学習：6行事、外部看護師12人

5

「医療的ケア実施体制構築事業」を活用した校外学習・宿泊学習等の実施①

1.研究テーマ及び事業の目的

- ・人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究
- ・人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等の泊を伴う行事について、保護者の付添いなしで参加する体制についての研究

2.事業実施年度 平成29年度～平成31年度

3.事業内容

- ・泊行事に医師が同行することにより、夜間の健康管理や緊急時の対応、医療機器のメンテナンス状況等について、看護師が医師から指導助言を受け、看護師のスキルアップや不安解消に努める。

4.同行医師について

- ・本事業で研究を進めている重点校4校において、各校が連携している医師（指導医）

5.泊行事への医師同行実績(平成29年度) ※平成29年度は、重点校3校

- (1) A校：1回（高等部修学旅行 2泊3日）
- (2) B校：1回（中学部修学旅行 2泊3日）
- (3) C校：1回（中学部修学旅行 2泊3日）

6

「医療的ケア実施体制構築事業」を活用した校外学習・宿泊学習等の実施②

高等部修学旅行における生徒の状況（例）

	医療的ケア申請内容
生徒ア	薬液吸入、必要時酸素吸入
生徒イ	口腔内吸引、鼻腔内吸引、薬液吸入
生徒ウ	自己導尿、摘便
生徒エ	胃ろう経管栄養、鼻腔内吸引
生徒オ	胃ろう経管栄養、口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管内吸引、薬液吸入、酸素吸入、常時人工呼吸器
生徒カ	胃ろう経管栄養、口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管内吸引（カニューレ無）、薬液吸入、必要時酸素吸入、浣腸
生徒キ	胃ろう経管栄養、必要時酸素吸入、てんかん重積対応
生徒ク	経鼻経管栄養、口腔内吸引、鼻腔内吸引、エアウェイ内吸引、ストマパウチ交換
生徒ケ	胃ろう経管栄養、口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管内吸引（カニューレ無）、薬液吸入、酸素吸入、
生徒コ	胃ろう経管栄養、口腔内吸引、鼻腔内吸引、薬液吸入、必要時・夜間酸素吸入、腹膜透析、腹膜透析チューブ衛生管理、浣腸

7

「医療的ケア実施体制構築事業」を活用した校外学習・宿泊学習等の実施②

高等部修学旅行における行程と付添い看護師の動き（例）

府立支援学校における学校看護師の勤務形態

①非常勤 (上履室2時間の任用)	②常勤 (週5時間45分の任用)	③外部 (自任のみ、その他要あり)
---------------------	---------------------	----------------------

○月○日（1日め）	看護師A（外部）	看護師B（外部）	看護師C（外部）	看護師D（常勤）	看護師E（外部）
時間	イ：適宜吸引 ク：必要時ストマパウチ交換	オ：適宜吸引・人工呼吸器管理	ケ：適宜吸引・酸素管理	コ：適宜吸引	カ：適宜吸引
8:40 新大阪集合					
9:00 健康観察・出発式					
9:40 1班新大阪駅発 10:10 2班新大阪駅発	エ：注入 ク：注入				
10:00					
11:00					
12:33 1班品川駅着 12:36 2班品川駅着					
12:00 TKPIに移動	エ：注入 ク：注入	オ：注入			カ：注入
	ア：薬液吸入			コ：血圧測定	
13:00 昼食開始			ケ：注入・ボンベ交換		カ：注入
	エ：注入				
14:00 7777→品川へ移動 見学開始					カ：吸入
15:00		オ：薬液吸入			
	エ：注入 ク：注入	オ：加圧剤・注入			
16:00					
16:45 7777→品川発					
17:00					
18:00 18:00 ホテル着 18:30 夕食	ア：薬液吸入	オ：注入	ケ：酸素切り替え ク：注入	コ：注入	カ：注入
19:00	ア：薬液吸入 エ：注入 ク：注入				
20:00 20:00 入浴	ク：摘便 ク：入浴前処置 エ：入浴後処置 ク：入浴後処置	オ：入浴中7777-介助・入浴後処置	ケ：注入	コ：入浴前処置・洗腸	カ：薬液吸入・洗腸
			ク：洗腸・入浴後処置	コ：入浴後処置	カ：入浴後処置
21:00	エ：注入	オ：注入	ク：坐薬投与・腹膜透析開始・酸素投与開始	コ：坐薬投与・腹膜透析開始・酸素投与開始	カ：注入
22:00 22:00 就寝	ク：注入	オ：薬液吸入・カフェアシスト オ：注入			
23:00	ク：注入				
0:00					
1:00					
2:00					
3:00					
4:00					
5:00					

夜間のケア・健康管理、適切な緊急時対応等への指導助言



8

「医療的ケア実施体制構築事業」を活用した校外学習・宿泊学習等の実施②

高等部宿泊学習における付添い看護師の夜間の動き（例）

○月○日(○) ※色分け：①勤務時間(桃色) ②休憩・睡眠時間(水色) ③時間外勤務時間(黄色)

スケジュール	看護師A(外部)	看護師B(常勤)	看護師C(外部)
9:00 登校			
9:45 バス 学校発車	水分注入	見守り	見守り
11:00 しあわせの村 着	見守り	休憩(11:00~11:45)	見守り
12:15 昼食		睡眠(11:45~13:45)	
14:00 トリム園地		見守り	休憩(14:00~14:45)
		水分注入・・・15:00頃	見守り
	休憩(15:15~16:00)	見守り	
16:00 入室	睡眠(16:00~17:00)	休憩(16:00~16:45)	
17:00 夕食	食事・水分注入	見守り	睡眠(17:00~18:00)
	見守り		
18:30 入浴開始	休憩(18:30~19:15)	入浴する場合、アンビューをもむ	見守り
	見守り	見守り	
		睡眠(19:30~0:30)	水分注入・・・19:30頃
20:00 夜レク			休憩(20:00~20:45)
21:30 就寝	水分注入	見守り(21:30~0:30)	
	見守り		
0:30	睡眠(0:30~6:30)	見守り	睡眠(0:30~6:30)
3:30			

9

医師が同行した泊行事の結果及び考察と成果

1. 結果

- ・ 府の事業及び国事業を活用し、全行程、または夜間を主として医師が同行することによって校外施設や公共交通機関を使った移動時に遭遇する困難な状況や、夜間のみ必要な医療的ケアに対応する学校看護師への助言を得た。後日、各校において再度、医師による振り返り研修を実施することにより、校内でその取組みを共有することができた。

2. 考察

- ・ 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等が保護者の付添いなしで、泊行事に安全安心に参加するためには、看護師の手厚い配置及び医師との連携・協力が必要であり、医療機関との連携・協力体制の構築が不可欠である。

3. 成果

- ・ 平成29年度については、2人について、医師が同行することにより、保護者付添いなしで2泊3日の修学旅行に参加することができた。



適切な体調把握や適切な呼吸器管理等により、泊行事に参加できた児童生徒等にとっては活動の幅が広がるなど、積極的な自己表現の機会の増加や表情の変化等の教育的効果が得られた。

10

○今後の課題

- ・医師の常駐しない学校において、人工呼吸器等を使用する児童生徒等を受け入れ、とりわけ保護者付添いなしで校外学習・宿泊学習など学校施設以外の場で医療的ケアを実施するには、①専門性のある学校看護師の手厚い配置が必要であり、そのためには、②医師の支援や指導助言を欠かすことができない。

引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育環境整備のために、以下の点を課題に、事業、研究を進めていく。



- 協力可能な連携医師、病院の確保
- 専門性のある学校看護師の確保、育成
(医師や看護協会とも連携した研修の実施等)